

平成30年第6回今帰仁村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成30年11月19日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	12月3日 午前10時50分		
	閉 会	12月3日 午後3時05分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	3	與那嶺 透	5	座間味 邦 昭
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	松 田 洋 子
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	住 民 課 長	仲 村 美奈子
	副 村 長	中 原 茂 仁	福祉保健課長	宮 里 政 有
	総 務 課 長	我那覇 隆 文	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	田 港 朝 津	会 計 管 理 者	金 城 寛 樹
	学校教育課長	桃 原 秀 樹		
	社会教育課長	与 那 満		
	建 設 課 長	嶺 井 雄 二		
経 済 課 長	久 田 哲 史			

## 平成30年第6回今帰仁村議会臨時会

議事日程第2号

平成30年12月3日（月曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第39号	土地の処分について	質 疑 討 論 ・ 採 決 説 明 ・ 質 疑 討 論 ・ 採 決
2	議案第40号	平成30年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について	

○ **座間味 薫 議長** ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(開議時刻 午前10時50分)

企画財政課長、訂正があると思います。田港朝津企画財政課長。

○ **田港朝津 企画財政課長** 去る11月19日臨時会におきまして、山城 太議員の質疑に対し、入札に応じた5社のうち、ホテル事業を営んでいる会社の実績について説明した中で、「5社中、1社は営業していない」という説明でございましたが、定款等調べた結果、5社中2社がホテル事業を載せていないということでありました。訂正しておわびいたします。

○ **座間味 薫 議長** 11月19日に引き続き、日程第1、「議案第39号 土地の処分について」の質疑を行います。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番嘉陽 崇議員。

○ **11番 嘉陽 崇 議員** 議案第39号 土地の処分について、質疑します。

これまで各議員が質疑をしてきたので、おおむねの内容はわかりました。次の3つのことについて質疑したいと思います。

1番目、今回の梯梧荘跡地利用の処分について、一般競争入札により入札参加を募集したということですが、一般競争入札に参加するための資格を審査する委員会等が条例に基づいて、存在するのでしょうか。

2番目に、土地を処分することを決定するまでに、どのような手順を踏んだのか。

3番目に、土地を処分しようとするときの条例に基づいての処分の手続はどういった方法であったのか。質疑いたします。

○ **座間味 薫 議長** 田港朝津企画財政課長。

○ **田港朝津 企画財政課長** 11番嘉陽 崇議員の質疑について、説明いたします。

今回の土地の処分についてでございますが、この契約、公有財産の処分に関しましては、財産規則にその処分についての項目がされております。

また同じく、その村財産規則の中で61条の中で公有財産運用委員会の付議事項が規定されております。公有財産運用委員会の中で、その梯梧荘跡地の運用と申しますか。これまでのプロポーザルの経緯であったり、今回の入札の経緯であったりを審議いたしました。そのプロポーザルが2回、事業として中断をして計画が止まっておりますが、今後の展開として入札事項になってくる中で、その梯梧荘跡地におけます文化財の包含されていることが明確になっておりまして、文化財の発掘調査がこれまでプロポーザルの中でハードルとなって事業が進展しなかつたりという経緯もございましたので、公有財産委員会の中に専門部会を設けまして、その専門部会には文化財担当も入れて発掘調査費の予算見込み額をつけまして、今回の入札になりました。その入札案内の手順としては、村のホームページ等、広告等を行って入札案内をかけて、その中で応募した会社6社の申し入れがあったんですが、入札に応じたのが5社ということで、今回この議案第39号で提案をしていると手順の流れとなっております。

処分手続については、今流れの説明をしたとおりでございます。その中で入札案内をかけて受け付けをして、入札保証金をいただいて入札に応じた会社が5社であったということでございます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時58分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時58分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 説明漏れがございました。

一般競争入札につきましては、その審査基準はありません。その委員会はございません。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時59分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時59分)

11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 今、一般競争入札により、資格審査委員会はないということと。土地を処分するまでに今帰仁村公有財産管理運用委員会の専門部会を設置したということでした。それと処分については、村の財産処分の規定の手続によって手続を行ったということでしたが、今帰仁村の財産規定の処分の手続上、どういった決裁を受けなければならなかったのか。またどういった書類を添付しなければならないのか。質疑いたします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

決裁についてでございますが、まず入札案内に基づきまして、先ほど村のホームページ等で広告をしましたという説明をいたしました。その入札案内をかけたかどうかをまず専門部会で取り決めした内容を入札案内にかける前に決裁を受けております。

それからその入札に応じた中で、入札書を開札したときに、開札後その入札結果報告を決裁、その内容を決裁しております。入札案内におきましては、全てその入札していただいた会社のほうには、その会社の法人登記簿、それから誓約書等、それからホテル事業を営むことということで条件をつけておりましたので、その事業計画書、概要表を添付して、それぞれ確認をしたところであります。

その入札後につきましては、入札結果報告書として村長のほうまで報告の決裁をしております。その入札後でございますが、入札後の1位で入札をした会社につきましては、その入札案内の中でその入札額の100分の10以上を納めるようにという取り決めがございまして、その入金も確認した上で、申請手続をしているところでございます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時03分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時04分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

その処分についての決裁の内容でございますが、今帰仁村財産規則の44条に規定されている書類等の入札案内や入札結果等も踏まえてございますが、その中で添付書類として確認をしながら決裁を受けているところでございます。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 村の財産規則です。第44条で処分の手続、決裁と書類の添付があるというこ

とありますが、この添付書類の中に支払いの場合は、相手方からの信用状態、または資産の状況に関する書類を添付ということではありますが、添付した書類を当局は審査する必要があったのかどうか。この信用状態または資産の状況に関する書類です。当局は審査する必要があったのかどうか。もしあったのであれば信用状態と資産の状況に関する書類をどういった基準において、判断したのか、質疑いたします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

今帰仁村の財産規則第44条の処分の手続の第2項の中に、第3号の中に、売払いの場合は、相手方からの信用状況または資産の状況に関する書類が必要だとおたわれております。その相手方の信用状態というのは、契約のためのものがございますので、今回の梯梧荘の入札に関しましては、一番最初にこの信用状況を確認する書類としては、会計法上の第29条の4に当たります入札保証金が当たります。それが100分の5以上と規定されております。また入札後については、入札保証金、最初の入札保証金と契約保証金が100分の10以上が必要になるんですが、最初の入札保証金と合わせて、100分の10以上、10%以上が必要になります。そちらのほうの金額も納めていただいて、その書類としております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。1 番島袋 誠議員。

○ 1 番 島袋 誠 議員 議案第39号 土地の処分について、反対の立場から討論いたします。

平成30年11月19日に開催された平成30年第6回今帰仁村議会臨時会、議案第39号 土地の処分についての説明及び7人の議員が質疑をいたしました。落札者の入札時における定款の状況、会社設立年月日等、落札後の宿泊業運営について疑義が生じ、議会を中断し全員協議会への再度の説明がありました。村の財産にかかわる重要議案であったため、議会運営委員会を開き、平成30年12月3日を15日目とし、会期延長をいたしました。

11月30日に再び全員協議会を開き、11月19日後からの落札者との協議の経過説明、そして本日12月3日、15日目の質疑で1名の議員が質疑をいたしましたが、代表社員の変更、登記簿の変更、覚書の日付に関しての代表者についての疑義が払拭しておらず、さらに疑念が深まっている。村民の安心・安全を守る観点からも現段階では疑念があり、議案第39号 土地の処分については、反対である。当局には入札時の条件の改善策をしっかり講じることを懇願する。以上です。

○ 座間味 薫 議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから「議案第39号 土地の処分について」を採決いたします。

この採決は、起立により行いますが、起立しない議員の取り扱いについて、お諮りします。

起立しない議員は、本件に対して反対とみなすことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

異議がないので、そのように決定します。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前11時11分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前11時11分)

それでは「議案第39号 土地の処分について」を採決します。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

○ 座間味 薫 議長 「起立なし」です。したがって、「議案第39号 土地の処分について」は否決されました。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前11時12分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前11時14分)

日程第2. 「議案第40号 平成30年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

議案第40号

#### 平成30年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成30年度今帰仁村一般会計補正予算（第6回）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,524万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億8,289万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月19日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 財産収入		129,319	289,792	419,111
	1 財産運用収入	13,234	904	14,138
	2 財産売却収入	116,085	288,888	404,973
19 繰入金		333,038	5,453	338,491
	1 繰入金	333,038	5,453	338,491
歳入合計		6,587,653	295,245	6,882,898

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,023,770	293,245	1,317,015
	1 総務管理費	884,176	293,245	1,177,421
6 農林水産業費		600,592	0	600,592
	3 水産業費	183,735	0	183,735
11 災害復旧費		503	2,000	2,503
	1 農林水産施設災害復旧費	502	2,000	2,502
歳出合計		6,587,653	295,245	6,882,898

詳細は担当課長より説明いたします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 議案第40号、補正予算についてでございますが、細節のほうで300万円以上の増減について、説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。17款財産収入、2項財産売却収入、1目不動産売却収入、補正額2億8,888万8,000円につきましては、先ほどの議案第39号によります土地の売却収入を見込んでいたものでございます。

続いて8ページをお願いします。19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、補正額545万3,000円につきましては、財産購入基金430万円が主なものでございます。

続いて9ページをお願いします。歳出、2款総務費、1項総務管理費、補正額432万4,000円につきましては、13節委託料の庁舎建設物件補償費算定業務の392万円が主なものでございます。同じページで4目財産管理費の2億8,888万8,000円につきましては、積立金2億8,888万8,000円でございますが、それは先ほどの梯梧荘の売り払いに伴う計上の予定でございました。

以上で、300万円以上の増減の歳入歳出の説明とさせていただきます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前11時21分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時21分)  
田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 すみません。説明漏れがございました。  
10ページをお願いいたします。目の総額では補正額ゼロでございますが、細節において6款農業水産業費、3項水産業費、3目漁港漁場建設費におきます13節委託料で漁村再生交付金事業がマイナス1,040万円、15節工事請負費で漁村再生交付金事業でプラス1,040万円の事業の組み替えによるものでございます。  
以上で説明とさせていただきます。

○ 座間味 薫 議長 質疑については、午後に回したいと思います。

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時22分)  
午 後

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)  
午前に引き続き、議案第40号 平成30年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について、これから質疑を行います。

歳入、歳出一括で行います。質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 議案第40号、質疑いたします。

9ページ、歳出2款1項1目一般管理費の12節と13節なんですが、12節の不動産鑑定評価業務と、13節の委託料、庁舎建設物件補償費算定業務について、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 3番與那嶺 透議員の質疑について、ご説明申し上げます。

9ページの2款1項1目一般管理費、12節役務費、それから13節委託料についてですけれども、これにつきましても、新庁舎建設の候補地における不動産鑑定評価、それから物件補償の算定業務のための委託料ということでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 物件補償の算定ということなんですが、不動産の鑑定もそうなんですが、ある程度この場所等決まっているのか。であればまた物件等もある程度決まっているのか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑について、ご説明申し上げます。

場所についてということでございますけれども、庁舎建設の候補地について、せんだって村民向けのアンケートを実施しております。その中で結果として8割強の方が、現在の庁舎が建っている場所か、その付近がいいということでの回答をもとにして、こちらも庁舎付近ということで土地を選定、候補地として挙げさせていただいているような状況でございます。

○ 座間味 薫 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 現在の場所と周辺も含めた場所という説明でございましたが、となりますとこの物件の補償といいますのは、周辺の建物の補償と理解してよろしいでしょうか。お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。



○ **我那覇隆文 総務課長** ただいまの質疑について、ご説明申し上げます。

今現在、庁舎の候補地ということで今、現庁舎の周辺での土地の購入を予定しておりますので、それに係る物件の補償ということになります。以上です。

○ **座間味 薫 議長** ほかに質疑ありませんか。10番與儀常次議員。

○ **10番 與儀常次 議員** 8ページ、歳入19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、1節財産購入基金は430万円入金あるけど、これまで入れたら、基金は全体では幾らになっているのか、お伺いします。

それと先のものに関連しますが、歳出、一般管理費、庁舎建設物件補償費算定業務ということで、さっき説明があったんですけども、この場所は決まっているからこれ出ていると思います。場所はどちらですか。

○ **座間味 薫 議長** 田港朝津企画財政課長。

○ **田港朝津 企画財政課長** 10番與儀常次議員の質疑について、説明いたします。

8ページ、19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金の1節繰入金で財産購入基金430万円が計上されております。そちらについては、次の9ページでございます庁舎建設にかかわる不動産鑑定業務の役務費、それと13節委託料の庁舎建設物件補償費算定業務としての委託料の、あわせて430万円が歳入として計上しています。質疑のありました財産購入基金の残額でございますが、今回の430万円を入れますと、休憩をお願いします。

○ **座間味 薫 議長** 休憩します。 (休憩時刻 午後1時37分)

○ **座間味 薫 議長** 再開します。 (再開時刻 午後1時38分)

田港朝津企画財政課長。

○ **田港朝津 企画財政課長** 財産購入基金の残額でございますが、430万円の今回の補正を勘案しますと、残りが1億6,381万9,296円となります。

○ **座間味 薫 議長**我那覇隆文総務課長。

○ **我那覇隆文 総務課長** 10番與儀常次議員の質疑について、ご説明申し上げます。

具体的にどこの場所かということでございますけれども、現庁舎の里道を挟んで北側の土地を予定しております。

○ **座間味 薫 議長** 10番與儀常次議員。

○ **10番 與儀常次 議員** 今、総務課長の説明では里道挟んでということですが、場所はこっちだと認識しますが、こちに決める前の経緯ですね。どういう形でここに決まったのか。この周辺ありますけれども。経緯を一つご説明ください。

○ **座間味 薫 議長**我那覇隆文総務課長。

○ **我那覇隆文 総務課長** ただいまの質疑について、ご説明申し上げます。

経緯ということでございますけれども、庁舎建設候補地については、当初いろいろな候補地が挙がっておりました。その中でやはりJA側とか、運動公園とか、かなりエリアを広くしていた経緯がありますけれども、アンケート調査、先ほど申し上げましたアンケート調査に基づいて、やはり現在の庁舎、それから現在の庁舎付近がいいということでの答えをいただきましたので、そこから3カ所ほど候補地を選定

させていただきましたけれども、それを三役、それから課長会で3回ほど会議を持ちまして、その中で候補地を1カ所、1カ所メリット、デメリットを出した上で、点数をつけて選定したという状況でございます。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 何カ所か候補地が挙がったということですがけれども、今の郵便局の隣の場所は挙がらなかったのかですね。普通は住民からいろいろあって、こっちもいいんじゃないかということで提案をしたんですけれども、こっちは皆さんの選択の中にはなかったのかですね。こっちはありきで進んだのか。それと地主の了解が得られないということで、こっちに決まったのかですね。伺います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時41分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時42分)

我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑について、説明申し上げます。

今、候補地として挙がった3カ所の中には、議員がおっしゃられます郵便局側の駐車場のことを言っているのだと思いますけれども、役場の…。そこも候補地として挙がっておりました。それを先ほど申し上げましたとおり、メリットとかデメリットとかを出し合って、その中で点数をつけていって、最終的に候補地として選定されたのが、現在申し上げました土地ということでございます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時43分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時43分)

我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑について、ご説明申し上げます。

今回、鑑定評価を入れるということでございますけれども、これについては鑑定評価を入れて、その額が出た時点で、地権者の方と売買の交渉に入るわけなんですけれども、今の段階では決定ということではなくて、評価を出して相手もあつての話でございますので、一応、第1候補地ということで考えております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 議案第40号について質疑いたします。

先ほどからもありますように、9ページ、2款1項1目13節庁舎建設物件補償費算定業務、これ392万円となっておりますけれども、この詳細の説明を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時45分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時45分)

我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 8番與那勝治議員の質疑について、ご説明申し上げます。

委託料の内容ということでございますけれども、物件、木造づくりの建物、それから畜舎もございまして、それから営業のほうも行われていたパーラーもございまして、その辺の調査になります。営業補償も含めてです。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 物件補償のおおむね理解しましたけれども、これ土地についてはどのぐらいを予定しているのかですね、新たに購入を含め、どのぐらい予定しているのか。説明求めます。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑について、ご説明申し上げます。

土地面積ということでございますけれども、今一応考えているのは、分筆してということではなくて、その番地が2筆にまたがっておりますけれども、合計で2,333平方メートルありますので、それを購入できればということで考えております。

それから里道部分に、沖縄県の名義の土地もございますので、それも含めて購入を考えているところでございます。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 この庁舎建設に関しても、やはり村民からは物すごく関心もありまして、私、前回資料請求させてもらったんですけれども、この土地の建物とか面積とか、金額とタイムスケジュール含めて、これ詳細はどうなっているかということで、資料請求しましたけれども、「現段階では申し上げられません」という回答でありました。しょっちゅう聞かれるものですから、この辺をおおむね発表できるところとか、我々共通認識のもとで知っておきたいところ、たくさんあるんですけれども、この辺説明できるところは説明願いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑について、ご説明申し上げます。

タイムスケジュールということでございますけれども、まず平成30年度、今年度に補正予算でも出しております評価額の算定、それから基本構想の策定も今年度から始めないと、間に合いませんので、手掛けていきたいと考えております。それから平成31年度に用地購入、基本設計、実施設計という形で進めて平成32年度に建築の工事を進められればと考えております。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの8番 與那勝治議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 これ土地の面積とか、建物の規模とか、いくらかかるのかとか、その辺もまだまだ上がってきていない状況なのか、ある程度みえているのか。

それと庁舎は自前で持つのか、リース方式にするのか。その辺もある程度固まっているのか。村民の中からもいろいろありますけれども、これ後年度負担というところもありますので、庁舎建設したために村税が上がっていくのかどうか。この辺を村民からの声もありますので、ある程度説明してもらいたと思いますが、詳細の説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑について、ご説明申し上げます。

庁舎建設の進捗について、ある程度見えているのか。それから資金調達についてどうするのかということだと思いますけれども、先ほど申し上げましたけれども、基本構想の段階でこのようなところ、建物の

規模とか、資金調達方法も含めて、基本構想の中で出てくるということでございますので、今の段階ではちょっとあらあらの基本方針ということで、前につくられていて、ホームページ上でも公開されておりますけれども、こういう大きなものはございますけれども、ちょっと細かいところでの数字はまだ基本構想段階で、明らかになってくるものということでございます。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。(休憩時刻 午後1時53分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。(再開時刻 午後1時55分)

本案に対しては、島袋 誠議員ほか8人からお手元に配りました修正の動議が提出されております。これを本案と併せて議題として、提出者の説明を求めます。1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員

平成30年12月3日

今帰仁村議会議長 座間味 薫 殿

提出者	島	袋	誠
〃	上	原	祐希
〃	與	那	嶺透
〃	座	間	味邦昭
〃	吉	田	清尊
〃	玉	城	みちよ
〃	與	那	勝治
〃	與	儀	常次
〃	嘉	陽	崇

議案第40号平成30年度今帰仁村一般会計第6回補正予算に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

議案第40号平成30年度今帰仁村一般会計第6回補正予算に対する修正案

議案第40号平成30年度今帰仁村一般会計第6回補正予算の一部を次のように修正する。第1条中「2億9,524万5,000円」を「635万7,000円」に、「68億8,289万8,000円」を「65億9,401万円」に改める。

第1表歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

(歳入)

款	項	金額 (千円)
17 財産収入		904 <del>289,792</del>
	2 財産売却収入	0 <del>288,888</del>
歳入合計		6,357 <del>295,245</del>

(歳出)

款	項	金額 (千円)
7 総務費		4,357 <del>293,245</del>
	1 総務管理費	4,357 <del>293,245</del>
歳出合計		6,357 <del>295,245</del>

議案第40号

平成30年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成30年度今帰仁村一般会計補正予算（第6回）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ  $\frac{6357000}{295245000}$  を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ  $\frac{6594010000}{68828980000}$  とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月19日提出  
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 財産収入		129,319	904 <del>280,702</del>	130,223 <del>410,111</del>
	1 財産運用収入	13,234	904	14,138
	2 財産売却収入	116,085	0 <del>288,888</del>	116,085 <del>404,973</del>
19 繰入金		333,038	5,453	338,491
	1 繰入金	333,038	5,453	338,491
歳入合計		6,587,653	6,357 <del>205,245</del>	6,594,010 <del>6,882,898</del>

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,023,770	4,357 <del>203,245</del>	1,028,127 <del>1,317,015</del>
	1 総務管理費	884,176	4,357 <del>203,245</del>	888,533 <del>1,177,421</del>
6 農林水産業費		600,592	0	600,592
	3 水産業費	183,735	0	183,735
11 災害復旧費		503	2,000	2,503
	1 農林水産施設災害復旧費	502	2,000	2,502
歳出合計		6,587,653	6,357 <del>205,245</del>	6,594,010 <del>6,882,898</del>

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから「議案第40号 平成30年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について」を採決いたします。

まず、本案に対する島袋 誠議員ほか8人から提出された修正案については、起立によって採決をいたしますが、この際、起立しない議員の取扱いについてお諮りします。

この採決は、起立により行いますが、起立しない議員は本件に対して反対とみなすことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

異議がないので、そのように決定いたします。

それでは、「議案第40号 平成30年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について」修正案のとおり決定することに、賛成の方の、起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○ 座間味 薫 議長 「起立多数」です。したがって、「議案第40号 平成30年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について」は、修正案のとおり可決されました。

お諮りします。

本臨時会の会議に付された事件は、すべて終わりました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会は本日で閉会することに決定しました。

次に、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りします。

本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第6回今帰仁村議会臨時会を閉会します。

(閉会時刻 午後3時05分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫

署名議員 與那嶺 透

署名議員 座間味 邦 昭